

第 1 章

總 則

1 特別防災区域の範囲

(1) 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（抄）

昭和 51 年 7 月 9 日

政 令 第 192 号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令をここに公布する。

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する政令で指定する区域は、別表各号に掲げる地区ごとの区域とする。
- 2 別表に規定する主務大臣は、総務大臣及び経済産業大臣とする。
- 3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、令和 2 年 4 月 1 日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。

附 則

この政令は、昭和 51 年 7 月 14 日から施行する。

別表（抜粋）

4 の 3 むつ小川原地区

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字沖付、字二又及び字上弥栄の区域のうち主務大臣の定める区域

5 青 森 地 区

青森県青森市沖館一丁目及び柳川二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

6 八 戸 地 区

青森県八戸市大字河原木字宇兵エ河原の区域、同市豊洲並びに大字河原木字海岸、字館、字遠山新田、字内河原、字赤沼及び字浜名谷地の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（抄）

昭和51年7月14日

通商産業省

告示第1号

自治省

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）別表の規定に基づき、同表に規定する主務大臣の定める区域を次のように定める。

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定

4の3 むつ小川原地区

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駿字沖付百七番十、百十番三及び百十一番、字二又五百二十五番二、五百二十五番五から五百二十五番八まで及び八百五十七番二から八百五十七番四まで並びに字上弥栄百十六番二から百十六番四まで、百十六番八、百十六番十一、百十六番十二、二百四十番三、四百八十四番二、四百八十四番四及び四百八十四番五の区域

5 青森地区

青森県青森市沖館一丁目二百六十二番一から二百六十二番七まで並びに柳川二丁目十一番一から十一番三十一まで、十五番一及び十五番二の区域

6 八戸地区

青森県八戸市豊洲一番一から一番二十七まで、二番一から二番四十八まで及び七番二並びに大字河原木字海岸四番六、四番十三、四番十四、四番四十四から四番四十九まで、五番、六番一、六番二、七番、八番、十五番一から十五番五まで、二十番一、二十番二及び二十一番一から二十一番六まで、字館一番、十六番二十、十六番二十一、十六番二十四、十六番五十七、十八番一、十八番二、十九番四及び十九番五、字遠山新田一番一及び五番二、字内河原十八番、字赤沼二番四並びに字浜名谷地七十三番二の区域並びに当該区域に介在する道路の区域